

第2期

# 網走市地域福祉計画

《計画期間：2020年度～2024年度》  
～中間見直し～

第1期網走市再犯防止推進計画

《計画期間：2023年度～2024年度》

令和5年3月

網走市

# 目次

第1章 地域福祉計画の中間見直しについて .....	1
第1節 計画中間見直しの背景と目的（計画の位置づけ） .....	1
第2節 計画の中間見直し体制と経緯 .....	3
第2章 網走市が目指す地域福祉（中間見直し追記事項） .....	4
第1節 基本目標 .....	4
第3章 施策の展開（中間見直し追記事項） .....	6
基本目標5 ウィズコロナ・ポストコロナにおける地域福祉の推進 .....	6
15. 地域福祉をめぐる新たな課題への対応 .....	6
16. 地域のつながり強化と地域での担い手の育成 .....	7
17. 多機関連携による包括的に協働する相談支援体制づくり .....	9
基本目標6 立ち直りをみんなで支える地域づくり .....	10
18. 生活の基盤となる就労・住居の確保 .....	10
19. 保健医療・福祉サービスの利用の促進 .....	11
20. 学校等と連携した犯罪や非行の防止 .....	12
21. 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な支援の実施 .....	13
22. 国や民間協力者との連携と広報・啓発活動の推進 .....	13
23. 再犯防止の取り組みを推進する体制の構築 .....	14
参考資料：第1期網走市再犯防止推進計画（統計資料） .....	15

# 第1章 地域福祉計画の中間見直しについて

## 第1節 計画中間見直しの背景と目的（計画の位置づけ）

第2期網走市地域福祉計画の位置づけは、原計画のとおりとして修正を行いません。

しかし、原計画策定以降の本市の地域福祉をめぐっては、新型コロナウイルス感染症への対応が長期化したことにより、それまで地域や福祉関係団体のみなさんが行ってきた福祉活動やボランティア活動は休止や活動の自粛が余儀なくされました。また、コロナ禍ばかりでなく、その他の社会的な状況の変化に即して、新たな個別計画が策定されている等、高齢者福祉、障がい福祉、児童福祉等において課題の重点化や施策の充実が図られております。

こうした状況を背景に、網走市における新たな課題の明確化と取り組みの方向性を示すため、本計画の中間見直しを行います。

なお、今回の中間見直しにおいて、修正・追記のない事項については原計画を踏襲するものとなります。

### 【第1期網走市再犯防止推進計画について】

犯罪や非行をした者（以下、本書において「犯罪をした者等」という。）の中には、安定した仕事や住居がない、薬物やアルコール等への依存がある、高齢で身寄りがないなど、地域社会で生活する上で様々な課題を抱えている方が多く存在します。そうした方々が再び犯罪をしないためには、刑事司法手続きの中だけでなく、刑事司法手続きを離れた後も、継続的に社会復帰を支援する必要があります。

警察庁の統計資料によると、全国の刑法犯の認知件数は、平成14年に戦後最多を記録して以降減少を続けておりましたが、令和4年には新型コロナウイルス感染症対策の行動制限が緩和されたことなどを背景に20年ぶりに前年比増加に転じました。しかし、その件数は約60万件とピーク時の3分の1程度に留まっています。

一方で、検挙された者のうち、再犯者の割合は、平成18年は38.8%でしたが、令和3年には48.6%に達しています。

こうした状況を受け、国は平成28年12月に、再犯の防止等に関する国及び地方公共団体の責務を明記し、施策を総合的かつ計画的に推進していく基本事項を示した「再犯の防止等の推進に関する法律」（以下「再犯防止推進法」という。）を施行しました。この再犯防止推進法においては、地方公共団体が行う再犯の防止等に関する施策の推進について「地方再犯防止推進計画」を定めるよう努めることとされています。

網走市では、第2期網走市地域福祉計画（原計画）の【基本目標2】「誰も地域で孤立させないための相談しやすい仕組みづくり」において、再犯防止に向けた取り組みの具体策を設定しております。加えて、「網走刑務所等の資源を活用した地域活性化及び再犯防止推進事業」を実施し、その過程において令和2年3月、網走刑務所と、網走刑務所の資源の有効活用や地域活性化、再犯防止等を内容とした包括連携協定を締結するとともに、令和2年12月には、事業を実施する事業者で構成する「網走市リエントリー委員会」を設置し、令和3

年度から本格的に事業を開始しました。

誰もが安全で安心して暮らすことができる地域社会を実現するためには、犯罪を未然に防ぐことに加え、犯罪をした者等が抱える課題を社会全体で解消することで、その立ち直りを支援し、犯罪や非行の繰り返しをなくしていく再犯防止の取り組みを推進していくことが重要です。

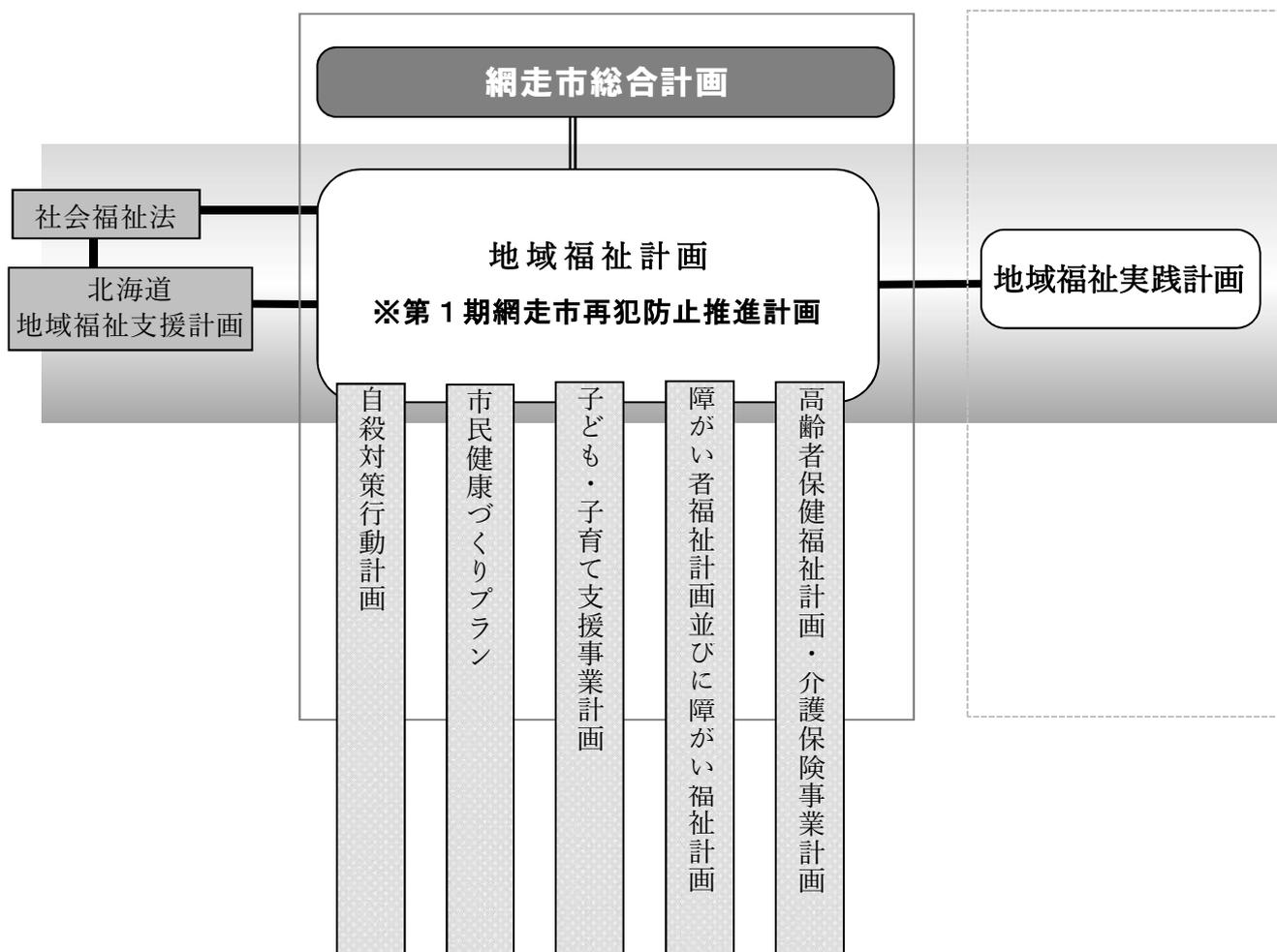
このため、今回の第2期網走市地域福祉計画中間見直しにあわせ、本計画に再犯防止推進法第8条第1項に定める地方再犯防止推進計画として、「第1期網走市再犯防止推進計画」を含有し、制定することとします。

なお、「第1期網走市再犯防止推進計画」の計画期間は、第2期網走市地域福祉計画とその終期をあわせ、令和7年3月31日までとします。

「再犯の防止等の推進に関する法律」より抜粋

第8条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。



## 第2節 計画の中間見直し体制と経緯

第2期網走地域福祉計画の中間見直しにあたっては、コロナ禍により生じた地域福祉の課題や原計画策定以降に生じた新たな課題の明確化を図るため、幅広い住民の参画を得て「網走市地域福祉計画策定委員会」を組織し協議を行うとともに、同委員会委員に対するアンケート調査を行いました。加えて市役所内の福祉部門担当課において課題抽出作業を行い、それら結果をもとに原計画の見直し（追記）を行いました。

また、第1期網走市再犯防止推進計画の策定にあたっては、「網走市地域福祉計画策定委員会」において、その目的や意義の共有化を図りました。さらに網走刑務所や網走地区保護司会などの関係団体との意見交換を通じ、具体的な施策の検討を行い、計画を策定しました。

### 【網走市地域福祉計画策定委員会委員名簿】

(令和4年9月)

選出区分	所 属	氏 名	備 考
関係官公署	北海道立向陽ヶ丘病院	佐 藤 いずみ	
社会福祉施設 関係者	網走福祉協会（ふれあい館）	銀 田 聡	委員長
	網走桂福祉会（サンライズ・ヨピト）	石 川 進	
老人保健施設 関係者	網走愛育会（いせの里）	石 川 真	
	明生会（あるかさる）	羽 石 尚 弘	
福祉団体 関係者	網走市社会福祉協議会	山 中 淳	
	網走市身体障害者福祉協会	井 上 義 則	
	網走市手をつなぐ育成会	片 谷 智 和	
	網走市ケアマネジャー連絡協議会	佐 川 真 章	
	網走地区保護司会網走市分区	三 枝 光 子	
民生委員 ・児童委員	北海道民生委員・児童委員連盟網走市支部	増 田 俊 司	副委員長
	北海道民生委員・児童委員連盟網走市支部	山 端 幸 枝	
市民団体 関係者	網走市町内会連合会	山 下 一 夫	
	網走市老人クラブ連合会	阿 部 東 司	
	網走市母子寡婦福祉連合会	後 藤 美 恵 子	
	北海道社会福祉士会オホーツク地区支部	豊 田 亮 輔	
	網走赤十字奉仕団	中 安 範 子	

## 第2章 網走市が目指す地域福祉（中間見直し追記事項）

### 第1節 基本目標

第2期網走市地域福祉計画（原計画）においては、基本理念である「気軽にふれあい、ささえあう住みよいアバシリ～自分らしく いきいきと だれもが輝けるまち～」を実現していくために、本市の地域福祉推進の目指す方向を示すものとして、4つの基本目標を設定しています。

今回の中間見直しにおいては、計画の理念は変更せず、その理念に沿って今日的な課題について、新たに基本目標を設定しました。

また、本計画に包含する「第1期網走市再犯防止推進計画」については、新たに基本目標を設定し、具体的な取り組みを示しています。

#### 基本目標 1

みんなでつながり、創りあげる 網走の地域福祉

#### 基本目標 2

誰も地域で孤立させないための相談しやすい仕組みづくり

#### 基本目標 3

住み慣れた地域で生きがいを持って暮らせる仕組みづくり

#### 基本目標 4

地域福祉を推進していくための仕組みづくり

#### 基本目標 5（中間見直しにおいて新設）

ウィズコロナ・ポストコロナにおける地域福祉の推進

#### 基本目標 6（中間見直しにおいて新設）

【第1期網走市再犯防止推進計画】

立ち直りをみんなで支える地域づくり

## 基本目標5 ウィズコロナ・ポストコロナにおける地域福祉の推進

(令和4年度中間見直しにおいて新設)

コロナ禍や社会的な状況の変化により生じた課題を明確化し、ウィズコロナ・ポストコロナにおける地域福祉を推進します。

### 施策の方向性

15	地域福祉をめぐる新たな課題への対応
16	地域のつながり強化と地域での担い手の育成
17	多機関連携による包括的に協働する相談支援体制づくり

## 基本目標6 立ち直りをみんなで支える地域づくり

～第1期網走市再犯防止推進計画～(令和4年度中間見直しにおいて新設)

犯罪をした者等が抱える課題等を社会全体で解消し、その立ち直りの支援や犯罪や非行の繰り返しをなくしていく再犯防止の取り組みを行います。

### 施策の方向性

18	生活の基盤となる就労・住居の確保
19	保健医療・福祉サービスの利用の促進
20	学校等と連携した犯罪や非行の防止
21	犯罪をした者等の特性に応じた効果的な支援の実施
22	国や民間協力者との連携と広報・啓発活動の推進
23	再犯防止の取り組みを推進する体制の構築

## 第3章 施策の展開（中間見直し追記事項）

### 基本目標5 ウィズコロナ・ポストコロナにおける地域福祉の推進

#### 15. 地域福祉をめぐる新たな課題への対応

##### ◆ 具体的目標

- ◎長期化したコロナ禍により生じた課題について、ウィズコロナ・ポストコロナを見据え、その解消を図りましょう。
- ◎「ケアラー」や「ひきこもり」等、顕在化・表面化しづらい傾向にある要支援者（世帯）が孤立することなく、適切な支援がなされることで、自己実現が可能な暮らしができる地域社会をつくりましょう。

##### ◆ 具体策

内 容	実施主体				目標とする時期		
	市	社協	地域	一人ひとり	すぐ始められる	2年をめぐり	時間をかける
◎ウィズコロナ・ポストコロナを見据えて始めること ○感染症対策を講じたうえで、休止・制限をしていた取り組みの再開 ○デジタルを活用した活動・支援の展開 ・情報格差解消のためのデジタル弱者への支援を充実する ・つながるためのツールとしてのデジタル活用を推進する	◎	◎	◎		◆		
◎支援を必要とする方の孤立を防ぐために行うこと ○地域に暮らす人同士がお互いを気にかけて、気軽に声かけできる関係をつくる ○「ひきこもり」状態にあると思われる方への支援体制を構築する ・ひきこもり状態にある方や家族が支援につながるための相談窓口の明確化と周知を図る ・相談等により支援を求めた方について、ニーズの把握から支援内容の検討・実施を共有するために生活サポートセンターの「支援調整会議」において具体的な連携・調整を行う	○	○	◎	◎	◆		
	◎	◎	○		◆		

内 容	実施主体				目標とする時期		
	市	社協	地域	一人ひとり	すぐ始められる	2年をめぐり	時間をかける
○悩みや不安を抱えるケアラーとその家族が、安心して暮らすための取り組みの実施 ・「支える人をひとりにしない」ために、市民に対しケアラーに関する課題の啓発を行う ・課題を有する世帯の早期発見のため、福祉サービスの実施機関や相談機関及び行政等の関係者が必要な情報の共有に努める ・課題を有するケアラーに「相談できる」ことを知ってもらい取り組みを進める	◎	◎	○			◆	
○社会的風潮の中で表面化しづらい「生理の貧困」について、相談しやすい体制の構築	◎	◎	○		◆		
○改正された「災害対策基本法」に基づき、避難行動要支援者名簿の作成及び適切な管理を進めるとともに、支援が必要な方に対する個別避難計画の作成	◎	○	○			◆	

## 16. 地域のつながり強化と地域での担い手の育成

### ◆ 具体的目標

- ◎コロナ禍の影響により脆弱化した「顔を合わせる」「集う」ことによる地域や各種団体の連携を再構築し、「つながる」ことから地域課題の共有を図りましょう。
- ◎様々な団体や地域で深刻化する「担い手不足」の解消に向けて、身近な課題への取り組みから地域福祉活動に参加できる体制を構築しましょう。

### ◆ 具体策

内 容	実施主体				目標とする時期		
	市	社協	地域	一人ひとり	すぐ始められる	2年をめぐり	時間をかける
◎一人ひとりが心がけること ○地域で暮らす人同士の「顔の見える関係」を再構築と、課題の共有	◎	◎	◎	◎	◆		

内 容	実施主体				目標とする時期		
	市	社協	地域	一人ひとり	す す く 始 め ら れ る	2 年 を め ど に	時 間 を か け る
<ul style="list-style-type: none"> <li>・網走市「生活支援体制整備事業」を推進し、地域課題の共有・解決を進め、地域の「福祉力」を高める</li> <li>・網走市社会福祉協議会が配置する「地域担当職員（CSW）」を活用して、「地域力」を高め、住民主体の地域づくりを進める</li> </ul> <p>○高齢者や子どもの居場所づくりと世代間交流の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子育てサポートセンターの会員拡大を図る</li> <li>・「ふれあいの家」等の「居場所づくり」の取り組みを継続するとともに、既存の取り組みを活用して、世代間交流の仕組みづくりを検討する</li> </ul>	◎	◎	◎	◎		◆	
<p>◎「担い手不足」の解消のために行うこと</p> <p>○地域の身近な相談役である「民生委員・児童委員」の欠員解消</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・民生委員の負担軽減と新たな地域福祉の担い手の掘りおこしを目的に、民生委員の活動を補佐する「民生委員協力員」制度の導入を検討する</li> </ul> <p>○コロナ禍により減少したボランティアの活動機会の確保と担い手の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉協議会が作成する「ボランティア活動の手引き」の活用やボランティアポイント制度の周知等により、新たなボランティアセンター登録者の拡大を図る</li> <li>・感染対策に配慮し、日常生活場面や社会福祉施設等での活動の機会の確保に努める</li> </ul> <p>○福祉に関わる団体等の人材確保と育成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「介護フェア」の開催等により「福祉人材」の確保に努める</li> <li>・福祉関連団体における人材確保に向けて、「ふれ愛ひろば」等のイベントを通じて、団体の活動内容の周知を行う</li> </ul> <p>○関係機関や団体と連携した担い手の発掘</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・網走市「生活支援体制整備事業」による研修の実施</li> </ul>	◎		○			◆	
	◎	◎	○		◆		
	◎	◎	○		◆		
	◎	◎	○		◆		

## 17. 多機関連携による包括的に協働する相談支援体制づくり

### ◆ 具体的目標

- ◎生活の中で生じる様々な「心配ごと」や「困りごと」を解消するための方法等を一緒に考えてくれる「相談先」の「見える化」を進めましょう。
- ◎専門的な相談機関と地域福祉の担い手、相談機関同士の協働連携を構築し、包括的に支援を行う体制づくりを進めましょう。

### ◆ 具体策

内 容	実施主体				目標とする時期		
	市	社協	地域	一人ひとり	すぐ始められる	2年をめぐりに	時間をかける
◎「気軽に相談できる相手」を知ってもらうために行うこと ○課題を抱えても、「どこに（誰に）相談してよいのかわからない」をなくす ・市内の専門的な相談機関を広く市民に周知する ・地域の民生委員・児童委員等、地域福祉の担い手が相談を受けた際、必要に応じて専門的な相談機関と連携した対応を行うための体制を整備する	◎	◎	◎		◆		
○「相談に行けない」をなくす ・市内の相談機関等において、自ら支援にアクセスできない個人や家族に対する訪問による相談支援体制の構築を進める	◎	◎	◎			◆	
◎多機関連携による相談体制づくりのために行うこと ○多機関連携の体制づくり ・多機関連携を進めるために、相談機関が「他の相談機関を知る」ための具体的な取り組みを進める ・相談者の属性、世代、相談内容に関わらず相談当初の面談から具体的な支援につなげるために、専門的な相談機関同士の連携・協働を進める	◎	◎				◆	
○課題が複合化・複雑化している相談に対応できる仕組みづくり ・専門的な相談機関が連携した支援を行うために、情報交換や具体的な支援方法の検討・検証を行う連絡会議を設置する。	◎	◎	○			◆	

## 基本目標 6 立ち直りをみんなで支える地域づくり

### 18. 生活の基盤となる就労・住居の確保

#### ◆ 具体的目標

- ◎犯罪をした者等の円滑な社会復帰に向けて、就労にかかる各種支援制度の周知を図ります。
- ◎本人の適性や意向を踏まえ、適切な帰住先や就労先の確保に向けて関係機関が連携した支援を行います。

#### ◆ 具体策

- ◎協力雇用主制度<sup>(注1)</sup>や札幌矯正管区矯正就労支援情報センター（コレワーク北海道）<sup>(注2)</sup>の周知など、関係機関と連携して犯罪をした者等の就業先の確保・拡大を図ります。
- ◎市内の協力雇用主をはじめ、事業者による犯罪をした者等の職業体験や雇用など、更生保護活動<sup>(注3)</sup>に対する必要な支援について関係者との意見交換を行うとともに、その実施を検討します。
- ◎保護観察所、保護司会<sup>(注4)</sup>等の関係団体と連携を図り、就業に対して支援を必要とする方の把握に努め、本人の適性や意向を踏まえ、生活困窮者自立支援制度に基づく就労準備支援事業をはじめとした各種支援を周知します。
- ◎網走市大曲の「錦水寮」は、更生保護法人網走慈恵院が運営する更生保護施設です。更生保護施設は、住居がない、頼るべき人がいないなどの理由で自立することが難しい保護観察または更生緊急保護の対象者を宿泊させ、食事の提供や就職援助、生活指導等を行う施設であり、再犯防止の観点からも非常に重要な施設です。こうした施設の意義を市民に周知するとともに、施設の安定的な運営のための支援を行います。
- ◎「網走刑務所等の資源を活用した地域活性化及び再犯防止推進事業（RE-ENTRY 事業）」の事業を通じ、民間事業者・団体と連携・協力しながら、農作物栽培や職業講話など、就労に関する知識や技術の習得等、再犯防止に向けた各種取り組みを行います。

(注1) 協力雇用主は、犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し、又は雇用しようとする事業主をいう。協力雇用主になるためには、各都道府府にある保護観察所に登録する。

(注2) 矯正就労支援情報センターは、受刑者や少年院在院者の雇用の手続きや事業主の方が利用できる国の各支援制度等の紹介を行うため、国が設置した受刑者等の雇用の総合相談窓口。

(注3) 更生保護活動は、犯罪をした者等に対し、社会の中で立ち直りに向けた指導や支援を行うことにより、その再犯を防ぎ、社会復帰と自立を助ける活動。

(注4) 保護司は、犯罪をした人や非行のある少年の立ち直りを地域で支えるボランティア。その身分は法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員であり、保護観察の実施、犯罪予防活動等の更生保護に関する活動を行っている。

◎刑務作業<sup>(注5)</sup>は、勤労意欲の養成、職業的技能の習得など社会復帰を図るための重要な受刑者処遇<sup>(注6)</sup>の一つです。網走刑務所と連携し、独自製品の共同開発や発注等刑務作業の充実に取り組みます。

※協力雇用主等の数（網走市分）

資料提供：釧路保護観察所

	H30	R01	R02	R03	R04
協力雇用主の登録数	29	29	30	30	30
うち当該年度に雇用実績がある協力雇用主数	4	6	5	3	3
当該年度に協力雇用主の元で就労した者の雇用件数	16	20	26	17	8
うち前年度からの繰り越しを除いた件数	16	19	23	13	7

※R04=10月までの数値

## 19. 保健医療・福祉サービスの利用の促進

### ◆ 具体的目標

- ◎犯罪をした者等が安定した社会生活を営むうえで保健医療・福祉サービスの利用が必要な場合において、速やかに支援を受けることができるよう関係機関等との連携を図ります。
- ◎サービス提供事業者や団体等に対し、犯罪をした者等に対する適切な保健医療・福祉サービスについての理解促進を図ります。

### ◆ 具体策

- ◎犯罪をした高齢者又は障がい者等であって、自立した生活を営む上での困難を有する方に対し、必要な保健医療・福祉サービスが速やかに提供されるよう地域生活定着支援センター<sup>(注7)</sup>、矯正施設<sup>(注8)</sup>、保護観察所等の関係機関・団体との連携を図ります。
- ◎犯罪をした者等のうち、自立した生活を営むことが困難な高齢者や障がい者等が福祉サービスの入所施設等を帰住先とする場合は、地域定着支援センターや保護観察所が行う受け入れ先の調整・確保に協力します。
- ◎網走刑務所等の関係機関と協力して、社会福祉施設等を対象とした矯正施設見学会及び研修会を開催し、福祉的支援が必要な犯罪をした者等についての理解促進を図ります。

(注5) 刑務作業は、刑法に規定された懲役刑を執行する場として、刑事施設に拘置して所定の作業を行わせるとともに、改善更生及び円滑な社会復帰を図るための重要な受刑者処遇の一つ。職業的知識及び技能等を付与することにより、円滑な社会復帰を促進することを目的としている。

(注6) 受刑者処遇は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律に基づき、受刑者の人権を尊重しつつ、その者の資質及び環境に応じ、その自覚に訴え、改善更生の意欲の喚起及び社会生活に適応する能力の育成を図ることを目的として行うもの。

(注7) 地域生活定着支援センターは、高齢又は障がいにより、福祉的な支援を必要とする犯罪をした者等に対し、矯正施設、保護観察所及び地域の福祉関係者等と連携・協働し、身体の拘束中から釈放後まで一貫した相談支援を実施し、社会復帰及び地域生活への定着を支援するための機関。

(注8) 矯正施設は、刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいう。

- ◎犯罪をした者等に対し保健医療・福祉等の制度周知を行い、誤った認識により必要なサービスを拒否することがないように取り組みます。
- ◎福祉サービス等を必要とする更生保護施設の入所者が必要な支援を円滑に受けられるよう、更生保護施設や福祉サービス提供事業者と連携します。
- ◎犯罪をした者等のうち、社会的孤立に陥っている者等への支援については、刑事司法関係者、民生委員・児童委員等の地域福祉の担い手等により、円滑な支援に向けた有機的なネットワークを構築します。
- ◎犯罪をした者等に対し支援を行う関係機関・団体に対し、市が実施している保健医療・福祉サービス等に関する情報提供に努め、関係機関との情報共有を図ります。

## 20. 学校等と連携した犯罪や非行の防止

### ◆ 具体的目標

- ◎学校や地域の様々な関係機関・団体と連携し、非行を未然に防止する取り組みを進めます
- ◎非行をした子ども等に対する支援においては、本人の特性や生育環境等を理解したうえで、関係機関による連携体制を構築します。

### ◆ 具体策

- ◎非行をした子どもや犯罪をした家族と暮らす子どもの支援にあたっては、子ども自身や家族が抱える特性等を理解したうえで、児童相談所、保護観察所等の関係機関と連携し、適切な支援を行います。
- ◎「網走市青少年センター<sup>(注9)</sup>」において、街頭指導や広報活等、青少年の非行を未然に防止するため取り組みを進めます。
- ◎危険ドラッグ等、薬物乱用を防止するため、網走刑務所が市内小中高校で実施する「薬物教育」の継続を求め、必要に応じて協力します。
- ◎関係団体と協力して、社会を明るくする運動強調月間<sup>(注10)</sup>の取り組み等において犯罪や非行のない地域社会の実現を目指す青年ボランティアであるBBS<sup>(注11)</sup>の活動を周知し、市内での活動の再開をめざします。

(注9) 網走市青少年センターは、青少年の非行を未然に防止することを目的に網走市が設置している。青少年センターでは、巡回指導員を配置し、各関係機関と協力しながら市内の巡回業務や啓発活動を行っている。(所管：社会福祉課)

(注10) 社会を明るくする運動は、全ての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人の更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動。運動は法務省が主唱し、毎年7月は強調月間とされている。

(注11) BBS (BigBrothers and SistersMovementの略)は、様々な問題を抱える少年と、兄や姉のような身近な存在として接しながら、少年が自分自身で問題を解決したり、健全に成長していくのを支援するとともに、犯罪や非行のない地域社会の実現を目指す青年ボランティア団体で、全国で約5,000人の会員が参加しています。近年では、児童福祉施設における学習支援活動や児童館における子どもとのふれあい行事等も実施しています。BBSの趣旨に賛同し、誠意と熱意のある方ならどなたでも参加できます。

## 21. 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な支援の実施

### ◆ 具体的目標

- ◎犯罪をした者等の社会復帰に対する支援にあたっては、その方の心身の状態や家族との関係など、犯罪等の背景を理解し、必要な相談窓口の紹介により適切な支援を受けられるよう配慮します。
- ◎市内で活動する自助グループ<sup>(注 12)</sup>の自主的な活動を保証し、必要に応じて連携を図ります。

### ◆ 具体策

- ◎市が実施する女性や障がい、高齢・介護等に関する相談窓口や斜網地域障がい者基幹相談支援センター、市内の地域包括支援センター等と連携し、犯罪をした者等の心身の状態や犯罪の背景等を考慮し、適切な相談・支援が受けられるよう関係機関の連携を図ります。
- ◎市内で活動する依存症の自助グループの自主的な活動を保証するとともに、社会復帰にあたっての課題に対する相談や支援について必要に応じて連携を図ります。

## 22. 国や民間協力者との連携と広報・啓発活動の推進

### ◆ 具体的目標

- ◎網走刑務所との「包括連携協定」に基づき、再犯防止の取り組みを行います。
- ◎犯罪をした者等の更生保護に取り組む民間団体との連携を強化し、その活動の促進にむけて必要な支援を行います。
- ◎犯罪や非行の防止と犯罪をした者等の更生について理解を広めるために、「社会を明るくする運動」の取り組みを推進します。

### ◆ 具体策

- ◎令和2年3月に網走刑務所と締結した「包括連携協定」に基づき、以下の項目について網走刑務所と連携・協力し、取り組みを進めます。
  - 1) 網走刑務所の資源の活用による地域活性化に関すること
  - 2) 受刑者等の改善更生・社会復帰の促進に関すること
  - 3) 出所者等の雇用創出に関すること
  - 4) 再犯防止に係る地域住民等の理解・協力意識の醸成に関すること
- ◎将来にわたり、適正な保護司の人数を維持できるよう、網走地区保護司会と連携して人材の発掘に取り組むとともに、網走地区保護司会の活動を支援します。

---

<sup>(注 12)</sup> 自助グループは、同じ問題を抱える仲間同士が集まり、互いに悩みを打ち明け、助け合うなどして問題を乗り越えることを目的とするグループで、ミーティング等の活動を行っている。薬物依存からの回復を目指すNA、アルコール依存からの回復を目指すAA、ギャンブル依存からの回復を目指すGA等がある。

- ◎保護司が保護観察対象者と面接を行う場所の確保を継続するとともに、地域住民からの犯罪・非行に関する相談の窓口となる「網走地区更生保護サポートセンター」を周知する取り組みを行います。
- ◎更生保護女性会や網走市女性保護の会、網走オパール職親会など、更生保護に取り組む団体の活動について、市民の理解を広めるための取り組みを行います。
- ◎「社会を明るくする運動強調月間」において、運動を周知するイベントを行い、犯罪や非行のない明るい地域社会を築くため、犯罪や非行の防止と、犯罪をした者等の更生に対する市民の理解促進に取り組めます。
- ◎民生委員・児童委員や地域における見守り支援の関係者が更生保護に関する理解を深め、犯罪をした者等や地域住民から相談を受けた際に、関係者間の適切な連携、情報共有が図られるよう取り組みを進めます。

## 23. 再犯防止の取り組みを推進する体制の構築

### ◆ 具体策

- ◎本計画に基づく再犯防止の取り組みの推進及び深化を図るため、関係する団体により構成する「網走市再犯防止ネットワーク会議」を設置します。
- ◎「網走市再犯防止ネットワーク会議」は、年1回以上開催することとし、以下の項目について協議します。
  - 1) 計画の進捗状況
  - 2) 事例共有や福祉施策等との連携事項の共有
  - 3) 再犯防止に関する新たな取り組み

参考資料：第1期網走市再犯防止推進計画（統計資料）

資料出典：札幌矯正管区

【犯罪統計データ】

1. 罪種別検挙人員

	令和2年									
	刑法犯		覚醒剤取締法		麻薬等取締法		大麻取締法		合計	
	初犯	再犯	初犯	再犯	初犯	再犯	初犯	再犯	初犯	再犯
北海道	3,484	3,039	41	326	2	3	105	133	3,632	3,501
(下段：率)	53.41	46.59	11.17	88.83	40.00	60.00	44.12	55.88	50.92	49.08
網走署	28	18	0	2	0	0	0	1	28	21
(下段：率)	60.87	39.13	0.00	100.00	-	-	0.00	100.00	57.14	42.86

	令和3年									
	刑法犯		覚醒剤取締法		麻薬等取締法		大麻取締法		合計	
	初犯	再犯	初犯	再犯	初犯	再犯	初犯	再犯	初犯	再犯
北海道	3,835	3,184	41	275	4	3	102	111	3,982	3,573
(下段：率)	54.64	45.36	12.97	87.03	57.14	42.86	47.89	52.11	52.71	47.29
網走署	29	23	0	1	0	0	1	1	30	25
(下段：率)	55.77	44.23	0.00	100.00	-	-	50.00	50.00	54.55	45.45

2. 年齢別検挙人員

	令和2年度							合計
	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳以上		
北海道	1,350	1,209	1,437	1,034	394	1,709	7,133	
(下段：率)	18.93	16.95	20.15	14.50	5.52	23.95	100	
網走署	8	9	11	6	5	10	49	
(下段：率)	16.33	18.37	22.45	12.24	10.2	20.41	100	

	令和3年度							合計
	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳以上		
北海道	1,504	1,264	1,423	1,108	433	1,823	7,555	
(下段：率)	19.91	16.73	18.84	14.67	5.73	24.12	100	
網走署	12	11	9	9	4	10	55	
(下段：率)	21.82	20.00	16.36	16.36	7.28	18.18	100	

3. 職別検挙人員

	令和2年度				令和3年度			
	有職者	無職		合計	有職者	無職		合計
		学生・生徒	無職者			学生・生徒	無職者	
北海道	3,751	116	3,266	7,133	3,965	131	3,459	7,555
(下段：率)	52.58	1.63	45.79	100	52.49	1.73	45.78	100
網走署	34	0	15	49	33	2	20	55
(下段：率)	69.39	-	30.61	100	60.00	3.64	36.36	100.00

## 【刑事施設出所者の帰住先データ（帰住先が「網走市」の者）】

## 1. 初犯・累犯の別

	令和2年	令和3年
初犯	5	3
累犯	21	14
合計	26	17

## 2. 出所種別

	令和2年	令和3年
満期釈放	4	5
仮釈放	22	12
その他	0	0
合計	26	17

## 3. 特別調整

	令和2年	令和3年
対象（帰住先決定）	1	0
対象（帰住先未決）	0	0
非該当	25	17
不明	0	0
合計	26	17

## 4. 帰住先種別

	令和2年	令和3年
父母のもと	3	0
雇主のもと	0	1
社会福祉施設	1	0
更生保護施設	21	15
その他	1	1
合計	26	17

## 5. 精神状況別

	令和2年	令和3年
精神障がいなし	3	0
知的障がい	0	1
精神病質	1	0
神経症	21	15
その他	1	1
合計	26	17

## 6. 年齢別

	令和2年	令和3年
20～29歳	1	0
30～39歳	2	3
40～49歳	11	9
50～59歳	6	2
60～64歳	0	2
65歳以上	6	1
合計	26	17



---

## 第 2 期 網 走 市 地 域 福 祉 計 画 (中 間 見 直 し)

令和5年3月発行

発行者 網走市

編集 網走市 健康福祉部社会福祉課

〒093-8555 北海道網走市南6条東4丁目

電話 (0152) 44-6111

FAX (0152) 45-0111

---